長与町農業委員会会議録

平成２７年７月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２７年７月農業委員会総会

１．日時　　平成２７年７月２４日（金）　１３時３０分から１５時００分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１５名）

会長　　１番　田中　稔

会長職務代理者　　２番　辻　末男

委員　　３番　山口　益子　　４番　入江　武則　　６番　河内　秀治

７番　井上　良信　　８番　柳原　厚志　　９番　山本　純博

１０番　山﨑　昌美　　１１番　柿本　正博　　１２番　柿本　香代

１３番　上杉　司　　１４番　浅井　春千代　　１５番　松尾　義徳

１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（１名）

５番　白﨑　純範

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　１５番　松尾　義徳　　１６番　柿本　尚文

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

第２号報告　農地改良届出報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣

農地・農政係長　　村田　佳美

農地・農政係主任　中山　高宏

事務局　皆さんこんにちは。定刻前ですが、お揃いですので総会が始まる前に、規則に基づいて報告をいたします。長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１５人の出席であることを報告いたします。本日の欠席者は、５番、白﨑委員お１人でございます。では会長より、議長として総会等の進行をよろしくお願いいたします。

議　長　皆さんこんにちは。大変良い天気になりまして、お忙しい中、きょうの総会に出席をいただきましてありがとうございます。普段は仕事に追われていると思いますけど、どうか頑張って審議をしていただきたいと思っております。

それから、先月、水谷さんが、農協から推薦され、正式に委員としての授与式が１７日に行われておりますので、今月から正式に委員として出席していただいています。皆さんよろしくお願いいたします。

それから、本日の総会が終わった時点で、農林水産課の方からいつも話は聞いていますが、農地中間管理機構の話をさせてほしいという申し出があっておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは平成２７年７月の農業委員会総会を開催いたします。まず初めに、日程第１、長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員２人を指名させていただきます。１５番松尾委員、１６番柿本委員を指名いたします。

次に日程第２、本日の案件は第１号議案、農用地利用集積計画の２件のみで、その後、報告事項となっております。

只今から議案に入りますが、挨拶で申し上げましたが、委員の交代もあっておりますように、心機一転と申しますか、議案等でご意見ご質問される際は、毎度申し上げております通り挙手をして、番号氏名を、また、議案に沿って、手短に要点を絞ったご発言をお願いいたします。そして、先ほど説明がありましたが、このマイクのシステムで議案書を作るそうです。また、審議の過程で一旦協議会に代えることもございます。なお、地元委員さんの補足説明に対しては、事務局の追加説明が必要な折、ご発言をいただくことでも結構です。

それでは、第１号議案、農用地利用集積計画について事務局の説明を求めますが、先ほど申し上げたように、初めての委員の出席でございますので、制度説明を含めてお願いいたします。

事務局　はい。それでは、議案書の準備をお願いします。第１号議案、農用地利用集積計画の３枚目の１ページをお開きください。例月のことですが、一部朗読をいたします。第１号議案、農用地利用集積計画について、上記議案を提出いたします。平成２７年７月２４日、長与町農業委員会会長田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の議決を求められたので提案する。また、いつもの事ではありますけども、２ページと３ページの規定内容、４ページの集計表は省略をさせていただきます。

これから議案に入るわけですが、制度の仕組みを先に申し上げてから、利用権の設定の内容を申し上げることにいたします。皆さんに資料としてお配りしておりますカラー版の資料、

クリップで閉じているものがあるかと思います。農業経営基盤強化促進法の概要というものでございますけれども、ご覧ください。よろしいでしょうか。

上の枠の中の一行目冒頭に、農業経営基盤強化促進法ではと、以下文章が書かれているところです。その下の（1）、中程に農業者を育成すべき、効率的かつ安定的な農業経営として認定する認定農業者制度、それと（2）、これも中程ですけれども、農業者に農地を貸すことが出来るようにするための、利用権設定等促進事業、そして、（3）です、これは後半の方です、農地利用集積円滑化事業。この３点が、只今から審議をしていく中での法の大きな括りとなっております。全国の都道府県と市町村全てがこれに沿って、事業を推進することとなっております。

まず初めに、都道府県段階で、市町村ごとの地域の実情に合った規定を定めていくことが必要です。どういう手順で進めていくかといいますと、この１枚目の概要の中の青色で塗っているところの１番下の方です。都道府県で農業経営基盤強化促進基本方針の規定をまず定めます。次に、２段目の、県と協議しながら、市町村で農業経営基盤強化促進基本構想を同じく規定として定めます。

長与町の基本構想で申し上げれば、昨年９月、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想で、一部改正に伴いまして、担当課の農林水産課から急遽申し出を受けまして、臨時総会を開催して、意見の聴取で説明を求めたことがございます。丁度、委員さんの改選から２ヶ月後の総会でした。そのときに渡された資料がそれになります。改めて、その資料は本日準備しておりませんので、帰ってご覧になっていただければと思います。

今日は３枚の資料でご説明いたします。今申し上げた基本的な構想の中には、当然ながら、同じく青色で塗っているところの３段目ですね、それと４段目の制度も含まれます。以上までが基本的な事業を行うための土台の整備ということになります。今回は、農用地利用集積計画に関わる事業に沿っての説明をさせていただいておりますので、その下の５段目、本題の農地利用集積円滑化事業の内容に移ります。

基本構想中の一つの事業、この円滑化事業で、利用集積が行われているわけですが、円滑化事業もまた、これからまた三つの事業に分かれています。２枚目の資料を出していただきますでしょうか。これも１枚もので、農地利用集積円滑化事業と書かれています。上のほうに①から③まで、それぞれ、何々事業と３種類書かれている、そのうちの、①農地所有者代理事業が、次のステップになります。ちょっと読んでみますけども、農地等、これは、農業施設も含みます、その所有者から委任を受け、代理し、この代理といいますのは、直接には円滑化団体である農林水産課が窓口となります。そして農地等について、売り渡しや、貸付等を行う事業と書かれています。②と③につきましては、対象としておりませんし、議案とは異なりますので、省略いたします。

一般的にはこういった内容で、この事業は、枝分かれをしていた上に、さらに細分化されているために少し長くなりますが、これから本題である、利用集積の仕組みの説明をいたします。３枚目です。今度の資料は下地がオレンジ色です。

大きな文字で農用地利用集積計画と、括弧で利用権設定等促進事業と書かれている１枚ものです。先程の１枚目と２枚目の資料で、長与町と県の基本的な構想、そして、農地利用集積計画集積円滑化事業、その中で、また、枝分かれした一つの農地所有者代理事業、３枚目の、今の資料の事業の仕組みでは、出し手・受け手の申請から始まりまして、農業委員会の

総会で決定を経て、町長名で公告そして貸借の法的な効果の発生までが、右の図で示されております。時間があれば詳しく説明していきたいのですが、今日は流れをご覧いただくことで、説明も省略をさせていただきたいと思います。

最後になりますけども、もう１カ所だけ説明をいたします。今の資料の中の、一番下の右側、点線の枠で囲っているところがございます。１、農地法の適用除外。このことは農地法とは別の法律の、農業経営基盤強化促進法を選択できると解釈されて結構だと思います。というのが本日は農地利用集積の方で話をしておりますが、こちらで対応できるということです。①、権利移動の許可、（３条）、農地の賃貸借、使用貸借のそれぞれの権利を言っています。②、賃貸借法定更新（１７条）と書いておりますけども、これはちなみに、農地法では期間設定をした場合でも、原則として、１年前から、６ヶ月前までの間に、相手側に対して更新拒絶、もう貸しませんよという通知をしなければならないことになっておりますけども、この基盤強化促進法では、期間が満了しますと、自動的に終了するということになっております。

それと次に、２、所有権の移転について、市町村の嘱託登記等と書かれているところです。嘱託登記の申し出があった折には町長から、私の方に委任を受けた形で申請者に代わって、登記事務を行う事が出来ます。過去に委員の皆様には、議案の中でご説明したこともございます。ただし、農振地域の農用地が対象となっておりますので、農振地域内の白地や、一般農地、そして市街化農地は対象外となっております。農振地域でも、もろもろの条件等がありますが、基本的にはそのようになっているということでご理解いただければと思っています。以上で制度の説明を終わります。

それでは、本来の議案の方に入らせていただきます。５ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、５６６㎡、具体的な作物は野菜です、同じく（地番）、畑、８１１㎡。具体的な作物は栗。同じく（地番）、畑、1,６２７㎡、具体的な作物はみかん、そして字扇塚（地番）、畑、1,６２６㎡、具体的な作物は栗と梅です。そして同じく（地番）、畑、８６１㎡、具体的な作物は梅です。合計面積が5,４９１㎡です。利用権の種類は５筆とも併せて、賃貸借権です。平成２７年８月１日から、３２年７月３１日までの５年間。年間の借賃は、これも５筆合計で〇〇円となっております。引き続き継続です。

７ページと８ページで土地の場所は説明いたします。まず７ページをお開きください。利用権設定で説明いたしました（小字名）の３筆の方です。本川内の松ノ頭トンネル手前から、琴ノ尾岳方面に上って行く途中の左側です。トンネル入り口手前から距離にして、約〇〇キロになります。

次に８ページをお開き下さい。（小字名）の２筆ですけれども、〇〇公園からから琴ノ尾岳に向かって、これは登山道になるかと思いますが、その道を〇〇メートル程上っていった左側です。〇〇バス停から〇〇キロ程の距離になります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　　只今の事務局から説明に関連いたしまして、地区担当委員さんから補足説明はありません

か。

１１番　今までも同じ方が借りておりますが、十分、管理はしておられます。今回も問題がないと思います。以上です。

議　長　説明が終わりましたけど、皆さん方から、何かご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　ご質問等が無かったら、これで審議を終了いたします。只今説明があった通りですが、許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定いたします。次に、２件目の利用権設定の説明をお願いいたします。

事務局　９ページをご覧ください。申し上げます。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、諫早市多良見町佐瀬（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、１,４１０㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２７年８月１日から３０年１０月３１日までの３年間です。

利用権の種類で、賃貸借権と申し上げましたが、現物支給、物に代える事も可能です。この契約では、年間の借賃を米〇〇キロで対応されております。これはいつも申し上げておりますけども、お互いの話し合いの中で決めていくことが可能です。もちろん、米以外でも結構です。昔は醤油とか塩とか、そういった物もあったように記憶しております。同じく継続です。

１１ページをお開き下さい。土地の場所を説明いたします。これもご覧になってすぐお分かりだと思いますが、（施設名）正門から７０メートルほど手前に戻った水路の横の方になります。説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長　本日は地区委員さんが欠席されておりますが、事務局が説明を受けていることと思います

ので、お願いいたします。

事務局　はい。本日欠席の地元委員より、話を伺っておりますので報告します。本件は、前回も３年契約をしておりまして、今後も継続されることとなっておりますが、現状はきちんと耕作されていて、問題無いということです。借り主の（氏名）さんも、頑張って作っていくので、よろしくお願いしますということでした。以上です。

議　長　はい、ありがとうございます。説明が終わりましたが、皆さん方から何か、質問等はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　それではこれで、ご意見質問並びに審議を終了いたします。この利用権設定についても許可することにご異議ありませんか。

【異議無の声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定をいたします。
次に日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　別紙の報告事項の１ページをお開きください。農地転用専決処分報告書、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書。１、当事者の氏名、住所、職業。申請者は（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、無職です。２、土地の所在等、長与町高田郷（地番）、地目は登記、現況とも畑です。面積は２９㎡。３、転用計画、転用の目的に係る事業または施設の概要は、申請者宅地への進入路の拡幅です。この計画では道路として確保される土地、畑の一部ですが、公衆用道路に隣接する形で、併せて道路と一体化することになりますので、分筆後、届出を受けております。そして、横断溝、取水桝の排水設備工事も伴いますので、担当課、町の管理課からも、法定外公共物の改造の使用許可決定通知を届出前に受けていることを、申し上げておきます。４、申請日、平成２７年６月２５日。５、専決処分の日、平成２７年７月６日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので、報告いたします。平成２７年７月２４日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。
届出の場所を申し上げます。３ページをお開きください。バス路線の、（施設名）の先に（施

設名）があります。この地図の中央の少し下の、鉄道敷に沿っているところですけども、その道路を隔てた向かい側、小さな（店舗）の横から〇〇メートル程登っていった申請者の宅地手前の左側になります。

届出に関する制度についても、若干説明をさせていただきます。担当の方から申し上げます。

事務局　はい、それでは、農地法第４、５条の届出について説明をさせていただきます。資料は、事前にお配りをしておりますホッチキス留めの２枚ものです。農地法第４、５条届出についてと書いてある資料になります。

まず、農地法第４、５条とはということですけれども、皆様も御存じかと思いますが、こちらが、農地転用の手続になります。この４、５条の違いですけれども、所有者自身が、自分の農地を農地以外に転用する場合、農地法の第４条、そして、５条の場合は、農地の転用するために、権利の移転や設定を行う場合、農地法の第５条となります。簡単に申し上げますと、地主さんが、自分の土地を自分の目的で行うものが、４条。そして、転用に伴って、売買等が発生する場合は５条となります。そして、米印ですが、例えば夫婦間や、また、親子間での権利移転、設定の場合でも、農地法第５条の対象となります。

これが基本的な考え方です。今回は届出が出ておりますので、もう少し詳しく説明します。まず、通常の農地法第４、５条の手続は、県知事の許可制になります。これが原則です。

ただし、下の星印ですが、例外的に市町への事前届出で良い場合があります。主なものとしては、下の二つですけれども、まず、今回のケースに当たります、都市計画法上の市街化区域内にある農地を転用する場合。市街化区域は、市街化を促進する区域となっていますので、農地転用についても、比較的し易くなっています。

もう一つのパターンが、農地の所有者自身が、自身の農業上の利用のため、２アール未満の農業用施設設置のために転用する場合。この農業施設の主なものとしては、農業用倉庫ですとか、農地に入るための車の乗入れスペースですとか、そういった農業に直接、必要なものを設置する場合は、届出で良いことになっています。

そして、手続の流れです。まず、申請者からの相談がありますと、申請書、また、添付書類の提出を求めまして、事務局で受け付けして、内容の確認をいたします。そして、書類がきちんと揃っていた後に、事務局による現地確認をいたします。この転用の届出の場合は、農業委員さんの立会いは特別求めておりません。

そして、現地確認後に問題無いということであれば、申請者の方へ届出の受理書を発行いたします。これは、事務局長の専決事項です。その後、農業委員会総会にて、報告事項として報告をしております。ただし、届出農地の地区委員さんに、確認をいただいております。

そして、こちらは注意点ですが、まず、農地転用届等の場合においても、転用目的が、他法令に適合するか、管轄部署にあらかじめ確認をとっていただく必要があります。

たとえ届出であっても、他の法律が関係する場合がございます。その場合は、事前にクリアしておかないと、農地法の届出も受け付けられませんので説明される際にはご注意ください。また、農地転用の際には、原則、必要な分だけ事前に分筆した上で、許可申請や届出を行わなくてはいけません。これは今回の道路拡幅の件も、元々は一筆の大きな農地だったの

ですが、拡幅部分だけ、先に分筆をしていただいて、今回の届出となっております。ただし、前述の２００㎡未満の農業用施設や、後述します農地改良の場合は、施工箇所も農地の一部と見なすため、事前の分筆は必要ありません。以上になります。

議　長　　只今、事務局の説明が終わりましたけど、委員さん方から何かお伺いしたいことはございませんか。何でも結構です。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無かったら、事務局より次の報告をお願いいたします。

事務局　　はい。左側の２ページをご覧ください。農地改良届出報告書になります。土地の所在等ですが、長与町高田郷（地番）、地目は登記、現況とも畑です。１,０４３㎡の内、２０４.３８㎡が対象地となります。土地所有者及び住所は４条の届出と同じ方です。耕作者は、御主人の（氏名）さん、住所も土地所有者と同一の方でございます。作付け作物はみかん。完了はやむを得ないことが無い限り、平成２７年１０月３１日までとしております。

農地改良の目的は、先程の４条届出の工事を行った後の残土を、隣接する申請地に使用することになっております。また、畑の嵩上げは一部が傾斜地でございますので、嵩上げの高いところは約１３０㎝程度になるようです。上記の通り、畑地嵩上げの届出が平成２７年７月６日に、現地確認を同日平成２７年７月６日に行いましたので、報告をいたします。平成２７年７月２４日、農業委員河内秀治、代読でございます。

３ページの方を、そのままご覧ください。嵩上げをされている土地はご覧の通り、４条の届出の工事箇所の手前の左側が改良地になります。報告書のとおり、届出が必要です。このことについても、手短に説明をさせていただきます。

資料は、先程説明をいたしました、ホチキス留めの２ページ目になります。農地改良届出についてと書いてあるものです。それでは、説明します。農地改良届出の制度は、農地の所有者や耕作者等が、その農地の利用度を高め、農作物の生産性の向上を図るため、以下のような行為を行う場合は、農業委員会への事前の届け出が必要です。これは、農地法に基づく業務ではなく、各農業委員会が指導要領を定めています。その対象行為といたしましては、主なもので、後の切り土、盛り土、狭地直し、田畑転換、又は新しい土を入れ替える等、農地の形状を変更する行為等です。

そして、下のアンダーラインですが、構築物の建設残土、産業廃棄物の投棄覆土等の行為は、該当しません。これは違反転用になります。こういった行為と、一般の農地改良の区別をするために、農地改良届を出していただくようにしております。

続いて、手続の流れです。まず、改良予定者からの相談を受けますと、最初に、地元農業委員さんと事務局による現地立会いをして、改良計画の説明を受けます。この時点で、もっ

とこうした方が良いのではないかとか、計画に誤りがあるとかいう場合は、先に計画の見直しを行っていただいて、関係法令に該当する場合はその機関の承認を得た上で、農地改良届出書を出していただくようにしております。この時に農業委員さんや、関係機関の確認印をもらうようにしております。そして、承認通知書、また、改良場所に掲示する掲示板を交付しております。その後に、今回のように、農業委員会総会で報告をさせていただいています。着工後に報告する場合もございます。ただ、地元委員さんの承認後を前提として、着工を行っていただき、完了した後に完了報告書の提出を求めています。

農地改良の注意点ですけれども、農地改良は法律により、制限が別段ございませんので、関係法令を除いてですね、届出の無いまま、改良行為を行うケースが見られます。

各委員さんは、事前に、そういった改良行為を行う話を聞いたときは、届出をするように指導をお願いします。また、それが該当するかしないかわからない場合は、事務局に連絡いただければと思います。現地立会いの際には、改良工事の有効性や、また周囲の農地に悪影響を与えないか等の観点からご意見をお願いしたいと思います。改良の承認後に、工事が完了するまでの監視も、皆様の重要な役割となっております。立ち会いを行った、改良行為の進捗状況については、継続して把握いただきますようお願いします。以上です。

議　長　　委員さん方から何かお聞きしたい事はございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無かったら、行事報告をお願いします。

【この後、平成２７年７月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた】
【農地利用状況調査の日程について】
【農業委員研修の日程・行程について】
【全国農業新聞記事について】
【農地中間管理事業について（農林水産課）】